

農業者年金制度は、昭和四十六年一月に発足して以来、経営移譲年金等の給付を行うことにより、専業の農業者の老後生活の安定とともに、適期の経営移譲を通じて農業経営の近代化と農地保有の合理化の促進に寄与してまいりました。

他方、農村における高齢化が著しく進展していることにかんがみ、経営移譲を通じて農業経営の若返りを促進するよりも、中高年齢者を含めた幅広い農業者を確保することが重要となっております。

また、現行制度においては、加入者数に対する受給者数の割合が高まり、今後、受給者を支える加入者の負担が著しく大きくなることが見通されております。

このような最近の農業を取り巻く情勢の変化、年金財政の現状に対応して、農業者年金制度を農業者の確保に資するものに改めるとともに、現行制度の受給者等に係る年金給付について適正化措置を講じた上で、その費用を国庫で負担する等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、目的規定の改正であります。

農業者年金基金の目的を、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、その老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することに改めることとしております。

第二に、加入要件の変更であります。

農業者を幅広く確保する観点から、農業経営者のみならず、農業に従事する者にも加入資格を認めることとするともに、農業者からの申し出に基づく任意加入制とすることとしております。

第三に、財政方式の変更であります。

加入者数等に左右されにくい安定した年金とするため、年金給付に必要な費用をその時々の現役世代の保険料で賄う賦課方式から、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ積み立てておく積立

方式に改めることとしております。

第四に、農業者老齢年金の支給要件の変更であります。

農業者老齢年金については、保険料納付済み期間を有する者が原則として六十五歳に達したときに支給することとしております。

第五に、特例付加年金の創設であります。

効率的かつ安定的な農業経営を担うべき者として、長期間農業に従事する加入者について、通常の保険料の下限額を下回る額の特例保険料の納付を認めることとします。一方、国庫は、毎年度、農業者年金基金に対し、通常の保険料の下限額と特例保険料の差額を補助し、農業者年金基金は、この国庫から補助された額を積み立て、特例保険料を納付した者に特例付加年金として支給することとしております。

第六に、制度の変更に伴う経過措置であります。財政方式の変更に伴い、受給者等に係る年金給付について適正化措置を講じ、具体的には、受給者について平均九・八％の年金額の引き下げを行うとともに、加入者についていかなる世代においても掛け損防止が図られるよう措置することとします。その上で、現行制度に関する給付の財源を国庫で負担することとしております。

また、現行制度が継続したとすれば年金の受給資格を得たであろう現行制度の加入者に対し、その者の選択により、年金給付にかえて、納付済み保険料総額の八割に相当する額を特例脱退一時金として支給することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきまうようお願い申し上げます。

○堀込委員長 次に、提出者簡井信隆君。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○簡井議員 私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました農業者年金基金法の一部を改正する法律案について、なぜ政府案に反対をして対案を提出しているのか、その趣旨と主な内容を御説明申し上げます。

本会議における趣旨説明のとおりでございますが、そこで御説明申し上げたこと以外に特に強調したい点が二つございます。

一つ目は、政府案の新しい政策年金は政策年金として成立していない、こういう点でございます。

若い担い手がたくさんいるが、しかし、高齢者がなかなか経営移譲しない場合に、高齢者に対し経営移譲すればメリットがあるという年金制度を創設することによって経営移譲を推進する、これが現行の政策年金の趣旨でありました。効果はほとんどなかったにしろ、政策年金として成立していたことは確かでございます。担い手の若返りという政策目的の実現に障害となる高齢者の経営続行をやめさせるというインセンティブが働くからでございます。

しかし、現在のように、担い手がいらない中で、高齢者向きに経営移譲すればメリットがあるという年金を創設しても担い手の確保は全くできません。担い手がいらない中で、必要なのは担い手向きのメリットがあるという、担い手に対する制度でございます。もともと経営移譲したくても移譲する担い手がいらないために経営を続けざるを得ない高齢者に経営移譲すればメリットがあると言ったところで、担い手確保という目的には何の意味もありません。したがって、政府提案の新制度は政策年金としてそもそも成立していないものでございます。

もう一点は、支給年金額のカットは政府の約束違反であり、政府への信頼感をなくし、公的年金への不信感をますます高めますから、絶対にとるべき政策ではないという点でございます。

政府の約束だから心配ないという信頼感が国民にあるという状態にしなければ、政治は国民から

ますます離れてしまいます。農業者年金基金法によって国民に支給額を約束し、国民はその約束を信頼して加入し、保険料を支払ってきたわけでございます。法律を通じて国民と政府の間に成立した合意であり、契約でもあります。特に、裁定によってその権利が具体的請求権となります。これを一方的に破ることは、その金額いかにかわからず、その財源いかにかわからず、財源というのは国庫補助であるか保険料であるか、そういう財源にかかわらず、約束違反であることに違いはありません。

財政問題を理由にしても約束を破るべきではありませんが、今回の場合は、財政問題は特に理由になりません。政府案のように、支給額九・八％カットすれば六十年間前後の間に三千億円ぐらいた財政負担が少なくなります。新政策年金への国庫補助により約一兆円近く財政負担が多くなります。民主党案の方が財政負担が六千億円以上大幅に少なくなるのですから、財政問題は政府案の根拠にはなりません。さらに、民主党案のように、脱退一時金も一〇〇％支給すれば脱退者はよりふえるでしょうから、なおさら財政負担は少なくなります。

そもそも政策年金として成立しないものを多額の財政負担で創設することをやめて、政府の約束だから心配ないという国民の政治への信頼感を回復していただきたい。

年金支給額はカットしない、政府の約束は約束どおり一〇〇％履行する、高齢者の生活は基礎年金とどおり年金という二階建て体制で確保するというのが民主党案の内容でございます。

担い手の確保は、担い手が農業に従事しようという気持ちを起こさせるような政策、担い手になればメリットがあるという政策によって実現すべきです。担い手になってほしい、しかし減反があるから、三年のうち一年は農業をしないほしいというのが現在の農政です。少なくともこのような農政では担い手が出てくるはずがありません。だから減反廃止を提案しています。減反廃止を

すれば、米価が大幅に下がり農家の所得も減りますから、農林水産省予算の中で賄う本格的な所得補償政策を提案しています。

日本の農政は、農家のために多額の予算を使っておられますが、農家から感謝されているとは決して言えません。その最大の原因は減反です。減反を廃止し、農林水産省予算を所得補償に集中した方がずっと感謝されるでしょう。

減反廃止により大量に出てくる余剰米は、本格的な国際備蓄体制で処理するべきです。国際備蓄体制はWTO農業交渉の中で日本政府が提案しているものです。この正しい提案を官民一体、与野党一体となって実現すべきです。

今とん底にある農業ですが、これを再生することは、農家や農村のためだけではなく、日本と地球の再生のためにも必要であると考え、以上の提案をいたします。

どうか慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。(拍手)

○堀込委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○堀込委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○堀込委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、明二十八日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十四分散會

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 役員等(第七条―第十八条)

第三章 業務

第一節 通則(第十九条―第二十一条)

第二節 農業者年金事業

第一款 被保険者(第二十二条―第二十八条)

第二款 給付

第一目 通則(第二十九条―第三十八条)

第二目 農業者老齢年金(第三十九条―第四十一条)

第三目 特例付加年金(第四十二条―第四十五条)

第四目 死亡一時金(第四十六条―第四十九条)

第五目 給付の制限(第五十条―第五十二条)

第三款 積立金(第五十三条―第五十四条)

第四款 費用(第五十五条―第五十九条)

第五款 審査会(第六十条―第六十四条)

第六款 雑則(第六十五条―第七十三条)

第四章 財務及び会計(第七十四条―第八十一条)

第五章 監督(第八十二条―第八十四条)

第六章 雑則(第八十五条―第八十八条)

第七章 罰則(第八十九条―第九十一条)

附則

第一条中「経営移譲及び」を削り、「行ない、並びに当該事業に関連して農地等の買入れ及び売渡し等の業務を行なう」を行うに、「に資する」とともに、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与する」を、農業者の確保に資する」に改める。

第三条第二項中「主務大臣を」農林水産大臣に改める。

第八条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「主務大臣を」農林水産大臣に改める。

第九条中「主務大臣を」農林水産大臣に改める。

第十二条第一項中「主務大臣を」農林水産大臣に改め、同条第二項中「主務大臣を」農林水産大臣に、「一」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「主務大臣を」農林水産大臣に改める。

第十三条ただし書中「主務大臣を」農林水産大臣に改める。

第十七条第五項中「主務大臣を」農林水産大臣に改め、同条第八項中「主務省令を」農林水産省令に改める。

第十九条第一項第二号を削り、同項第三号中「前二」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第一項を削る。

第二十条第一項中「主務大臣の認可を」農林水産大臣の認可に、「農業者年金事業の給付に関する決定、農地等及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受け及び貸付け(使用収益権の移転を含む)」に関する決定並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けを、及び農業者年金事業の給付に改め、同項第三号中「主務大臣を」農林水産大臣に改め、同条第二項中「主務大臣を」農林水産大臣に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十一条第一項中「主務大臣を」農林水産大臣に改め、同条第二項中「主務省令を」農林水産省令に改める。

第二十二条を次のように改める。

(被保険者の資格)

第二十二條 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の被保険者(六十歳未満の者に限り、同法第七條第一項第三号又は第三号に該当する者、同法第八十九條、第九十條第一項又は第九十條の三第一項の規定により同法の保険料を納

付することを要しないものとされている者及び同法第九十條の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者を除く)であつて農業に従事するものは、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。

第二十三條を削る。

第二十四條第一項を削り、同条第二項中「前条第一項又は第二項を」前条に改め、同項を同条とし、同条を第二十三條とする。

第二十五條中「日の翌日(第二号から第四号まで及び」を「日(第一号又は」に、「ときは、その日を」に改め、同条第二号に該当することを要しないものとされた月の初日に改め、同条第二号ただし書中「次のイ又はロに該当する」を「国民年金法第九條第一号又は第三号に該当するに至つたことにより、国民年金の被保険者の資格を喪失した」に改め、同号イ及びロを削り、同条第三号中「第七條第一項第二号の下に」又は第三号を加え、同条第四号を次のように改める。

四 国民年金法第八十九條、第九十條第一項若しくは第九十條の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき、又は同法第九十條の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき。

第二十五條第五号を削り、同条第六号中「六十歳」を「六十歳」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 農業に従事する者でなくなつたとき。

第二十五條第七号から第十一号までを削り、同条を第二十四條とする。

第二十六條の前の見出し、同条から第二十六條の三まで、第二十七條の前の見出し及び同条を削る。

第二十八條に見出しとして「任意脱退」を付し、同条第一項中「次の各号のいずれかに該当す

るを削り、同項各号を削り、同条を第二十五条とする。

第二十九条第一項中「被保険者期間を」を「農業者年金の被保険者期間(以下単に「被保険者期間」という。に改め、同条第二項ただし書及び第三項中「さらに」を「更に」に改め、同条を第二十六条とする。

第三十条中「主務省令」を「農林水産省令」に改め、同条を第二十七条とし、第三十一条を第二十八条とする。

第三十二条第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 特例付加年金

第三十二条第三号を削り、第四号を第三号とし、第三章第二節第一款第一目中同条を第二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(年金給付及び死亡一時金の額の基準)

第三十条 年金たる給付(以下「年金給付」という。及び死亡一時金の額は、被保険者期間の各月の保険料及び第五十九条の規定による国庫補助の額並びにこれらの運用収入の額の総額に照らし、農林水産省令で定めるところにより、将来にわたつて、財政の均衡を保つことが出来るように計算されるものでなければならぬ。

第三十三条を削り、第三十四条を第三十一条とする。

第三十四条の二及び第三十五条を削る。

第三十六条の見出し中「及び支給期月」を削り、同条第三項を削り、同条を第三十二条とする。

第三十七条第一項中「又は脱退一時金」を削り、「配偶者」の下に「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。を加え、同条第三項及び第四項中「又は脱退一時金」を削り、同条を第三十二条とする。

第三十七条の二の前の見出しを削り、同条第一項中「経営移譲年金」を「特例付加年金」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十四条とし、同条の前に見出しとして「(年金の支払の調整)」を付する。

第三十七条の三中「主務省令」を「農林水産省令」

に改め、同条を第三十五条とし、第三十八条を第三十六条とする。

第三十九条中「差し押さえること」を「差し押さえること」に改め、同条ただし書中「及び脱退一時金」を削り、一差し押さえるを差し押さえるに改め、同条を第三十七条とする。

第四十条ただし書中「及び脱退一時金」を削り、同条を第三十八条とする。

第三章第二節第二款第二目を削る。

第四十七条第一項中「経営移譲年金に係る受給権者以外の者であつて保険料納付済期間等が二十年以上であるもの」を「保険料納付済期間(納付された保険料(第六十六条の規定により徴収された保険料を含む。以下同じ。に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。を有する者に改め、同条第二項を削り、第三章第二節第二款第三目中同条を第三十九条とする。

第四十八条中「八百九十三円に保険料納付済期間の月数に乗じて得たを、納付された保険料及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定利率及び予定死亡率を勘案して政令で定めるところにより算定した」に改め、同条を第四十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(失権)

第四十一条 農業者老齢年金に係る受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

第四十九条及び第四十九条の二を削る。

第三章第二節第二款第三目を同款第二目とし、同目の次に次の一目を加える。

第三目 特例付加年金

(支給要件)

第四十二条 特例付加年金は、特例保険料納付済期間(納付された保険料のうち第五十六条第一項又は第二項の規定によりその額が決定され、又は変更されたもの(第五十九条第一項において「特例保険料」という。に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。を有する者が次の各号のいずれかに該当するときに、その者に支給する。ただし、その者が第五十六条第二項各号のいずれかに該当することについて同項

の規定による申出をした者であつて、それぞれ当該各号に定める日において同条第一項第一号に掲げる者に該当しなかつたもの(同条第一項の規定による申出をしなかつた者に限る。)であるときは、この限りでない。

一 六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等(保険料納付済期間と第五十六条第三項第三号から第七号までに掲げる期間とを合算した期間をいう。以下同じ。)が二十年以上である者であつて農業を営む者でなくなつたもの(所有権に基づいてその農業に供していた農地耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。)のすべてについて所有権を移転した者その他の政令で定める者に限る。が、六十五歳に達したとき。

二 六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等が二十年以上である者が、六十五歳に達した後、農業を営む者でなくなつたとき(所有権に基づいてその農業に供していた農地のすべてについて所有権を移転した場合その他の政令で定める場合に限る。)

六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等が二十年に満たない者が、国民年金法第七條第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた日から六十歳に達する日の前日までの間引き続き同号に該当している者であり、かつ、六十歳に達する日の前日において同号に該当しなくなつたとすれば、第五十六条第三項第三号から第六号までに掲げる期間のいずれかの期間を有することとなる場合には、当該いずれかの期間は、前項の特例付加年金の支給要件たる同項第一号又は第二号の保険料納付済期間等に算入する。

(年金額)

第四十三条 特例付加年金の額は、第五十九条の規定による国庫補助の額のうちその者に係るもの及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定利率及び予定死亡率を勘案して政令で定めるところにより算定した額とする。

(準用規定)

第四十四条 第四十一条の規定は、特例付加年金について準用する。

(支給停止)

第四十五条 特例付加年金は、受給権者が農業を営む者となつたとき、その他の政令で定める事由に該当するに至つたときは、その該当している期間、その支給を停止する。

第三章第二節第二款第四目、同款第五目の目名及び第五十三条を削る。

第五十四条の見出し中「死亡一時金の」を削り、同条中「死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が三年以上である者」を「農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、八十歳以下の政令で定める年齢に満たないもの」に改め、同条ただし書及び各号を削り、同条を第四十六条とし、同条の前に次の目名を付する。

第四目 死亡一時金

第五十五条を第四十七条とする。

第五十五条の二中「前二条を」前条に、「第五十四条中「死亡日」とあるのは「行方不明となつた日」と、前条第一項を「同条第一項」に、「当時」とあるのは「を、当時」とあるのは「に」に改め、同条ただし書中「前条を」同条に改め、同条を第四十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(金額)

第四十九条 死亡一時金の額は、死亡した者に死亡した日の属する月の翌月から第四十六条の政令で定める年齢に達する日の属する月まで農業者老齢年金を支給することとすればその者に支給されることとなる農業者老齢年金の総額を基礎として、予定利率を勘案して政令で定めるところにより算定した額とする。

第五十六条から第五十八条までを削る。

第五十九条及び第六十条を削り、第三章第二節第二款第六目中第六十一条を第五十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十一条 年金給付は、受給権者が、正当な理

由がなくて、第七十三条第二項の規定による基金の求めに応じなかつたとき、又は同項の規定による基金の職員の問題に応じなかつたときは、その支給を停止することができ、第六十二条を削る。

第六十三条中「第七十九條第二項」を「第七十二條第二項」に改め、同条を第五十二條とする。

第三章第二節第二款第六目を同款第五目とする。

第三章第二節第三款を削る。

第六十七條の前の見出しを削り、同条第一項中「第七十三條第五項」を「第六十六條第五項」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「農林水産大臣」に改め、第三章第二節第四款中同条を第六十條とし、同条の前に見出しとして「審査会」を付する。

第六十八條第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第六十一條とし、第六十九條を第六十二條とする。

第七十條第一項中「第七十三條第五項」を「第六十六條第五項」に改め、同条を第六十三條とし、第七十一條を第六十四條とする。

第三章第二節第五款中第七十一條を第六十五條とする。

第七十三條第六項中「主務大臣」を「農林水産大臣」に改め、同条を第六十六條とし、第七十四條を第六十七條とし、第七十五條を第六十八條とする。

第七十六條第二項中「第七十三條第一項」を「第六十六條第一項」に改め、同条を第六十九條とし、第七十七條を第七十條とする。

第七十八條中「行なう」を「行う」に改め、同条を第七十一條とする。

第七十九條第一項中「主務省令」を「農林水産省令」に、「第三十條」を「第二十七條」に改め、同条第二項中「主務省令」を「農林水産省令」に改め、同条を第七十二條とする。

第八十條第三項を削り、同条第四項中「第一項若しくは第二項」を「前二項」に、「行ない、又は前項の規定によつて診断を行なう」を「行う」に、「証

票」を「証明書」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第七十三條とする。

第三章第二節中第五款を第六款とし、第四款を第五款とし、同款の前に次の二款を加える。

第三款 積立金

(積立金の積立て)

第五十三條 基金は、政令で定めるところにより、年金給付及び死亡一時金に充てるべき積立金(次条において単に「積立金」という。)を積み立てなければならない。

(積立金の運用)

第五十四條 基金の積立金の運用は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的にしなければならない。

第四款 費用

(保険料)

第五十五條 基金は、農業者老齢年金及び死亡一時金に関する事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3 保険料の額は、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、農業者年金の被保険者が決定し、又は変更する。

4 一月につき納付することができ、保険料の額は、農業者老齢年金の水準を勘案して、政令で定める額(以下「納付下限額」という。)以上の額とし、政令で定める額(次条第六項において「納付上限額」という。)を超えない額とする。

(保険料の額の特例)

第五十六條 農業者年金の被保険者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間(当該各号に掲げる者に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間に限る。)について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回る額であつてその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定

し、又は変更することができる。

一 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

イ 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十三條第一項に規定する認定農業者であつて農業を営むものであること。

ロ 農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置として政令で定めるものを講じていること。

二 青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第二條第二項に規定する認定就農者であつて農業を営むもののうち、前号ロに掲げる要件に該当する者(同法第四條第一項の規定による就業計画の認定を受けた日から起算して五年を経過した者又は同号に掲げる者に該当する者を除く。)

三 前二号に掲げる者の配偶者であつて農業を営むもののうち、その農業に常時従事する政令で定める者(前一号に掲げる者に該当する者を除く。)

四 第一号又は第二号に掲げる者の直系卑属であつて農業を営むもののうち、その農業に常時従事する政令で定める者(第一号又は第二号に掲げる者に該当する者を除く。)

2 農業者年金の被保険者であつて次の各号のいずれかに該当するもののうち、それぞれ当該各号に定める日までに前項第一号に掲げる者となることを約した者は、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間(当該各号に掲げる者に該当しなくなつた日又は当該各号に定める日のいずれか早い日の属する月の前月までの期間に限る。)について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回る額であつてその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。ただし、次の各号のうちその者が該当することについて申出をした当該号以外の号

について申出をする場合については、この限りでない。

一 前項第一号イ又はロのいずれかに該当する者(同項第二号から第四号までに掲げる者に該当する者を除く。)

この項の規定による最初の申出があつた日から起算して三年を経過した日

二 農業を営む者(前項第一号又は第二号に掲げる者に該当する者を除く。)

の直系卑属であつてその農業に常時従事する政令で定める者(同項第一号から第三号までに掲げる者に該当する者を除き、この項の規定による最初の申出があつた日において政令で定める年齢に満たない者であつて前号に掲げる者に該当しないものに限る。)

この項の規定による最初の申出があつた日から起算して十年を経過した日(その期間内に当該政令で定める年齢に達した場合においては、その達した日)

三 農業者年金の被保険者が前二項の規定による申出をした場合において、その者の次に掲げる期間を合算した期間が二十年に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、その者は、前二項の政令で定める額を前二項に規定する被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。

一 その者が前二項の規定による申出をした日の属する月から六十歳に達する日の属する月の前月までの期間

二 その者が保険料納付済期間を有する者である場合におけるその保険料納付済期間

三 その者が短期被用者年金期間(農業者年金の被保険者が国民年金法第七條第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合)その同号に該当しなくなつた日の属する月前一年間におけるその者の被保険者期間が一定期間を下らないことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。)

におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属

する月の前月までの期間を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下この号において同じ。を有する者である場合におけるその短期被用者年金期間を合算した期間

四 その者が農林漁業団体役員期間(農業者年金の被保険者が農協組合、土地改良区、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業団体職員共済組合(昭和三十三年法律第九十九号)第一条第一項各号に掲げる法律の規定に基づき設立された法人で政令で定めるものの役員に選挙され、又は選任され、かつ、その職務について常時勤務に服することとなつたことにより国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合(その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き当該法人の常時勤務に服する役員であり、かつ、同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る)におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下この号において同じ。を有する者である場合におけるその農林漁業団体役員期間を合算した期間(前号に掲げる期間に該当する期間を除く。)

六 その者が特定被用者年金期間(農業者年金の被保険者が国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合(その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る)におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間(農業に従事する者であつた期間に限る)を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下この号において同じ。を有する者である場合におけるその特定被用者年金期間を合算した期間(前二号に掲げる期間に該当する期間を除くものとし、その合算した期間が十年を超える場合には、十年とする。)

五 その者が農業法人構成員期間(農業者年金の被保険者が法人の営む農業に常時従事する組員、社員又は株主となり、かつ、国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合(その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き当該法人が営む農業に常時従事する組員、社員又は株主であり、かつ、同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る)におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下この号において同じ。を有する者である場合におけるその農林漁業団体役員期間を合算した期間(前号に掲げる期間に該当する期間を除く。)

あつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る)におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下この号において同じ。を有する者である場合におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合(その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る)におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間(農業に従事する者であつた期間に限る)を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下この号において同じ。を有する者である場合におけるその特定被用者年金期間を合算した期間(前二号に掲げる期間に該当する期間を除くものとし、その合算した期間が十年を超える場合には、十年とする。)

七 その者が国民年金保険料免除期間(農業者年金の被保険者が国民年金法第八十九条、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたため又は同法第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたため農業者年金の被保険者でなくなつた後これらの規定のいずれにも該当しなくなつた場合(その農業者年金の被保険者でなくなつた日からこれらの規定のいずれにも該当しなくなつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る)におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間(農業に従事する者であつた期間に限る)を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下この号において同じ。を有する者である場合におけるその特定被用者年金期間を合算した期間(前二号に掲げる期間に該当する期間を除くものとし、その合算した期間が十年を超える場合には、十年とする。)

八 その者が国民年金保険料免除期間(農業者年金の被保険者が国民年金法第八十九条、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたため又は同法第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたため農業者年金の被保険者でなくなつた後これらの規定のいずれにも該当しなくなつた場合(その農業者年金の被保険者でなくなつた日からこれらの規定のいずれにも該当しなくなつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る)におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間(農業に従事する者であつた期間に限る)を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下この号において同じ。を有する者である場合におけるその特定被用者年金期間を合算した期間(前二号に掲げる期間に該当する期間を除くものとし、その合算した期間が十年を超える場合には、十年とする。)

六 第一項又は第二項の規定による申出をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者は、それぞれ当該各号に定める月以後の被保険者期間の各月の保険料の額を納付下限額以上の額であつて納付上限額を超えない額に変更しなくてはならない。

その者の農業所得額が所得上限額を超える場合 当該農業所得額が所得上限額を超える年の翌年の第四項第一号の農林水産省令で定める月の翌月

その者の特別保険料納付済期間の月数が前項の政令で定める月数に達した場合 その達した月の翌月

第一項又は第二項の規定による申出をした者は、いつでも、将来にわたつてその申出を撤回することができる。

(保険料の納付義務)

第五十七条 農業者年金の被保険者は、保険料を納付しなければならない。

2 毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない。

第五十八条 農業者年金の被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

2 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。

3 第一項の規定により前納された保険料については、保険料納付済期間を計算する場合においては、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、前納された保険料の還付その他保険料の前納について必要な事項は、政令で定める。

(国庫補助)

第五十九条 国庫は、毎年度、基金に対し、特例付加年金の給付に要する費用に充てるため、農業者年金の被保険者(この当該年度の特例保険料納付済期間における納付下限額と特例保険料

令で」を「その命令で」に改め、「経過措置」の下に「罰則に関する経過措置を含む。」を加え、同条

二 農業を営む者でないもの（所有権に基づいてその農業に供していた農地のすべてについて

業務に関する経過措置)

二条 農業者年金基金(以下「基金」という。

は、当分の間、新法第十九条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 農地等（農地法昭和二十七年法律第二百一十九号）第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地であつて、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に農業者年金の被保険者であつた者（施行日の前日において旧法による年金たる給付（以下「年金給付」という。）に係る受給権を有していた者その他政令で定める者を除く。）が所有権又は使用収益権（地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下この号において同じ。）に基づいてその耕作又は養畜の事業に供しているものに限り、以下この号において同じ。）及びその附帯施設の買入れ及び売却し並びに借受け及び貸付け（使用収益権の移転を含む。附則第二十三条第二号において同じ。）を行い、並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けを行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

前項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、新法第二十条第一項中「及び農業者年金事業の給付に関する決定」とあるのは「農業者年金事業の給付に関する決定、農地等（農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下この項において同じ。）及びその附帯施設の買入れ及び売却し並びに借受け及び貸付け（地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の移転を含む。）に関する決定並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに関する決定」と、新法第九十条第三号中「業務以外」とあるのは「業務及び農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第 号）附則第三条第一項に規定する業務以外」とする。

3 第一項の規定により基金が行う同項に規定する業務については、旧法第八十一条から第八十三条までの規定は、なおその効力を有する。こ

の場合において、旧法第八十一条第一項中「農業者年金の被保険者」とあるのは「農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第 号。以下この項において平成十三年改正法という。）の施行の前日に農業者年金の被保険者であつた者（平成十三年改正法の施行日の前日において平成十三年改正法による改正前の農業者年金基金法（次条において「旧法」という。）による年金給付に係る受給権を有していた者その他政令で定める者を除く。）と、旧法第八十二条中「農業者年金の被保険者」とあるのは「旧法における農業者年金の被保険者に相当するものとして政令で定める者（次条第一項において「被保険者相当者」という。）と、旧法第八十三条第一項中「農業者年金の被保険者」とあるのは「被保険者相当者」とするほか、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第一項の規定により基金が同項に規定する業務を行う場合には、農地法第三条第一項ただし書中「及び第五条第一項本文に規定する場合」とあるのは「第五条第一項本文に規定する場合及び農業者年金基金が農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第 号）附則第三条第一項に規定する業務（以下「農地売買賃借業務」という。）の実施によりこれらの権利を取得する場合」と、同条第二項第七号中「及び農業者年金基金の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合」とあるのは「農業者年金基金の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合及び農業者年金基金がその土地を農地売買賃借業務の実施により貸し付けようとする場合」と、同法第七条第一項中「該当する小作地」とあるのは「該当する小作地、農業者年金基金が農地売買賃借業務の実施により借り受けている小作地及び農業者年金基金が所有し、かつ、農地売買賃借業務の実施により売り渡すまでの間一時貸し付けている小作地」とする。

（被保険者の資格等に関する経過措置）
第四条 施行日から国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第一条第三号に定める日（以下「施行日」という。）までの間に新法第二十二号、第二十四号及び第五十六号第三項の規定の適用については、新法第二十二号中「同法第八十九条」とあるのは「及び同法第八十九条」と、第九十条の三第一項とあるのは「第九十条の二第一項」と、一とされている者及び同法第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付すること（以下「半額納付」という。）を要しないものとされたとき」と、新法第五十六号第三

る法律（平成十二年法律第十八号）附則第一条第三号に定める日（以下「施行日」という。）までの間に新法第二十二号、第二十四号及び第五十六号第三項の規定の適用については、新法第二十二号中「同法第八十九条」とあるのは「及び同法第八十九条」と、第九十条の三第一項とあるのは「第九十条の二第一項」と、一とされている者及び同法第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付すること（以下「半額納付」という。）を要しないものとされたとき」と、新法第五十六号第三

項第七号中「若しくは第九十条の三第一項」とあるのは「又は第九十条の二第一項」と、一とされたため又は同法第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたため」とあるのは「一とされたため」とする。
（被保険者期間等に関する経過措置）
第五条 施行日前に農業者年金の被保険者であつた者であつて施行日以後に新法第二十二号の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつたものについては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へて、これらの規定を適用するほか、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

新法第三十条	被保険者期間	農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第 号）の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月以後の被保険者期間
新法第三十九条	を含む	を含む、施行日の属する月以後の被保険者期間に係るものに限る
新法第四十六条	被保険者であつた者	被保険者であつた者（施行日の属する月以後の被保険者期間を有する者に限り。）
新法第四十九条	農業者老齢年金を	農業者老齢年金（施行日の属する月以後の被保険者期間に係る保険料納付済期間をその額の計算の基礎とするものに限る。以下同じ。）を
新法第五十六号第三項第三号から第六号まで	その同号に該当しなくなつた日の属する月の前月	その同号に該当しなくなつた日（施行日以後の日に限る。）の属する月の前月

2 施行日前の旧法第二十三号第二項第三号に規定する保険料納付済期間等（施行日の前日において他の法令の規定により当該保険料納付済期間等に算入するものとされた期間を含む。以下「旧保険料納付済期間等」という。）を有する者（昭和二十二年一月一日以前に生まれた者を除く。）については次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、その者の申出により、当該規定に規定する同表の下欄に掲げる期間に、旧保険料納付済期間等を算入する。この場合において、同表の上欄に掲げる規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

新法第四十二條及び新法附則第十二條第一項
第一号

保険料納付済期間等

新法第五十六條第三項

次に掲げる期間を合算した期間

(厚生年金保険の適用事業所の範囲の拡大に伴い被保険者の資格を喪失した者についての特例)

第六條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第六條第一項第二号に掲げる事業所又は事務所(常時五人以上の従業員を使用する事務所を除く。)に使用される者に該当する農業者年金の被保険者が当該事業所又は事務所と同項の規定が適用されるに至ったため農業者年金の被保険者でなくなった場合において、その農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月からその者を農業者年金の被保険者とみなして新法第二十四條(第三号)(国民年金法(昭和三十四

年法律第四百一十一号)第七條第一項第二号に該当するに至ったときに限る。)を除く。)の規定を適用したとすればその者が農業者年金の被保険者の資格を喪失することとなる日又はその者が当該事業所若しくは事務所を使用されなくなった日のいずれか早い日(施行日以後の日に限る。)の属する月の前月までの期間を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間、その者の申出により、次の表の上欄に掲げる規定の同表の下欄に掲げる期間に算入する。この場合において、同表の上欄に掲げる規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

新法第四十二條及び新法附則第十二條第一項第一号

保険料納付済期間等

新法第五十六條第三項

次に掲げる期間を合算した期間

2 前項の規定により同項の表の下欄に掲げる期間に算入された期間は、新法第五十六條第三項第五号に規定する農業法人構成員期間及び同項第六号に規定する特定被用者年金期間に該当しないものとみなす。

(農業者年金の被保険者資格の喪失)

第七條 施行日の前日において農業者年金の被保険者であった者は、施行日に、当該被保険者の資格を喪失する。

(施行日前に農業者年金の被保険者であった者に係る年金給付の特例)

第八條 施行日前に農業者年金の被保険者であった者(施行日の前日において旧法による年金給付に係る受給権を有していた者を除く。)について

ては、旧法中旧法による経営移譲年金及び農業者老齢年金の支給要件に関する規定並びにこれらの年金給付の支給要件に関する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。)中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

旧法第四十一條第一項	農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者	農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三号)以下この項において「平成十三年改正法」という。)の施行の日(以下この条において「施行日」という。)前に農業者年金の被保険者であつた者(昭和三十一年一月一日以前に生まれた者に限る。次項において同じ。)
旧法第四十一條第一項第一号	保険料納付済期間等	平成十三年改正法による改正前の農業者年金基金法(次条第一項第二号イにおいて「平成十三年改正法」という。)第二十三條第三号に規定する保険料納付済期間等(施行日の前日において他の法令の規定により当該保険料納付済期間等に算入するものとされた期間を含み、施行日前の期間に係るものに限る。以下「旧保険料納付済期間等」という。)と平成十四年一月からその者が六十五歳に達する日の属する月の前月までの期間とを合算した期間
旧法第四十一條第二項	六十五歳に達する日以前に保険料納付済期間等が二十年に達したとき	平成十三年改正法が施行されたとき
旧法第四十一條第三項	農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者	施行日前に農業者年金の被保険者であつた者
旧法第四十一條第四項	保険料納付済期間等	旧保険料納付済期間等と平成十四年一月からその者が六十五歳に達する日の属する月の前月までの期間とを合算した期間
旧法第四十一條第五項	六十五歳に達する日	施行日
旧法第四十一條第六項	又は特定被用者年金期間	若しくは特定被用者年金期間又は農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第八十一号)附則第三條の規定により同条の表の下欄に掲げる期間に算入されることとなる期間
旧法第四十一條第七項	同項第二号	同項第一号又は第二号

旧法第四十二條第一項第二号イ	農業者年金の被保険者である六十歳未満の者	平成十三年改正前法における農業者年金の被保険者に相当するものとして被保険者相当者(次号イ)において十歳未満の者
旧法第四十二條第一項第二号ロ	一人の者(経営移譲者が第二十三條又は養育の事業の後継者として指定したその者の直系卑属で、同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となり、かつ引き続き農業者年金の被保険者となつてゐる者があるときは、その者)	一人の者
旧法第四十二條第一項第二号イ	農業者年金の被保険者	被保険者相当者

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法による年金給付施行日前の旧法第二十二條第二項第七号ロに規定する保険料納付済期間(施行日の前日において他の法令の規定により当該保険料納付済期間に算入するものとされた期間を含む。附則第十三條において「旧保険料納付済期間」という。をその額の計算の基礎とするものに限る。以下この項及び次項において同じ。)については、前項、次項及び第四項の規定を適用する場合並びに当該年金給付の額の改定に関する事項を除き、なお従前の例による。

3 前項に規定する年金給付については、旧法中当該年金給付の額の計算(年金給付の額の改定(旧法第四十四條第四項の規定による改定を除く。))に関する事項を除く。以下この項において同じ。及びその支給の停止に関する規定並びに当該年金給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。)中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとす。この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要は、技術的読替えは、政令で定める。

3 前項に規定する年金給付については、旧法中当該年金給付の額の計算(年金給付の額の改定(旧法第四十四條第四項の規定による改定を除く。))に関する事項を除く。以下この項において同じ。及びその支給の停止に関する規定並びに当該年金給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。)中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとす。この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要は、技術的読替えは、政令で定める。

旧法第四十四條第一項第一号	支給基準時年齢(経営移譲年金の受給権を有することとなつた日の属する月の末日における年齢(前条第一項の申出をした者にあつては、指定月の前月の末日における年齢をいう。以下同じ。))に於いての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額	生まれた日についての農業者年金基金法の第一節を改正する法律(平成十三年法律第二十号)附則別表第一の上欄に掲げる区分に於いて、それぞれ同表の下欄に掲げる支給基準時年齢(経営移譲年金の受給権を有することとなつた日の属する月の末日における年齢(平成十三年改正前法附則第八條第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた前条第一項の申出をした者にあつては、指定月の前月の末日における年齢をいう。以下同じ。))の区分の欄に掲げる額
---------------	--	---

旧法第四十四條第一項第二号	支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額	平成十三年改正前法における農業者年金基金法(次号イ)において、平成十三年改正前法(以下「旧法」という)第二十二條第二項第七号ロに規定する保険料納付済期間(平成十一年改正前法の施行日の前日において他の法令の規定により当該保険料納付済期間に算入するものとされた期間を含む。)平成十三年改正前法の施行日の前日における期間に於いて、以下「旧保険料納付済期間」という。
旧法第四十四條第一項第二号イ	保険料納付済期間	旧保険料納付済期間
旧法第四十四條第一項第二号ロ	農業者年金の被保険者を	平成十三年改正前法における農業者年金の被保険者に相当するものとして政令で定める者(以下この号において「被保険者相当者」という。)
旧法第四十八條	農業者年金の被保険者又は八百九十三円	被保険者相当者又は
旧法第四十九條の二第二項	支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げる額	生まれた日についての平成十三年改正前法附則別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

4 旧法第二十三條第一項第一号に該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者についての前項の規定による読替え後の旧法第四十四條第一項、第四十八條及び第四十九條の二第二項の規定の適用については、これらの規定中「月数」とあるのは、「月数」と旧保険料納付済期間(四十五歳に達した日の属する月の翌月以後の期間に係るものに限る。))の月数の三分の一に相当する月数とを合算した月数とする。

(脱退・時金の支給の特例)

第九條 附則第七條の規定により農業者年金の被保険者の資格を喪失した者であつて、その者の次に掲げる期間を合算した期間が二十年未満であるものについては、旧法中旧法による脱退一時金の支給要件及びその額に関する規定並びに

- 一 旧保険料納付済期間等
- 二 平成十四年一月からその者が六十五歳に達する日の属する月の前月までの期間
- 2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法による脱退一時金については、同項の規定を適用する場合及び当該脱退一時金の失権に関する事項を除き、なお従前の例による。

- 一 旧保険料納付済期間等
- 二 平成十四年一月からその者が六十五歳に達

2 前項の規定によりなおその効力を有するもの

欄に掲げる期間に算入されることとなる期間の
いずれかの期間を有することとなる場合には、

当該年金給付の額の計算及びその支給の停止に
関する規定であつてこの法律によつて改正され

命令の規定を含む。）は、なおその効力を有す

による場合を含む。)中同表の中欄に掲げる字句

のとすほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替へは、政令で定める。

者(同項第二号イ 農業者年金基金法の一部を

法律第二十號による改正前の農業者年金基金法（以下平成十三年改正前法という）第四十四条第

前法第四十二條第一項第二

者(同号イに掲げ
平成十二年改正前法第四十
四条第二項第二号イの規定

年改正前法第四十二条第一
項第三号之二賜与者之限

政令で定める者

—

—

旧法第四十六條第三項		特定譲受者以外		平成十三年改正前法第四十四條第二項第一号イに規定する特定譲受者に相当するものとして政令で定める者以外	
旧法第四十八條及び旧七年改正法附則第十條第一項	八百九十三円		九百十五円		
	七百七十七円		七百三十三円		
	八百七十円		八百二十一円		
	九百六十四円		九百十円		
	千七百一円		千一円		
旧法別表第一の第二欄及び旧七年改正法附則第九條第一項	千九百九十二円		千二百二十四円		
	千三百三十九円		千二百六十三円		
	二百五十八円		二百四十四円		
	二百九十円		二百七十四円		
	三百二十一円		三百三円		
旧法別表第一の第三欄及び旧七年改正法附則第九條第三項	三百五十七円		三百三十七円		
	三百九十七円		三百七十五円		
	四百四十六円		四百二十一円		
	五百十八円		五百三十一円		
	五百八十円		五百九十五円		
旧法別表第一の第四欄及び旧七年改正法附則第十一條第一項	六百四十三円		六百五十九円		
	七百十四円		七百三十二円		
	七百九十五円		八百十五円		
	八百九十三円		九百十五円		
	千七百八十六円		千六百八十五円		
旧七年改正法附則表第一の第二欄	千六百六十八円		千五百七十四円		
	千五百五十三円		千四百六十五円		
	千四百四十一円		千三百六十円		
	千三百三十一円		千二百五十六円		
	千三百十三円		千二百三十九円		
旧七年改正法附則表第一の第三欄					
	千二百二十八円		千五百五十八円		
	千四百十六円		千八十一円		
	千五百十円		九百九十一円		
	九百七十三円		九百十八円		
	八百九十七円		八百四十六円		
	八百八十四円		八百三十五円		
	八百七十一円		八百二十二円		
	八百五十八円		八百十円		
	八百四十七円		七百九十九円		
	八百三十五円		七百八十七円		
	八百二十二円		七百七十六円		
	八百十一円		七百六十五円		
	七百九十九円		七百五十四円		
	七百八十八円		七百四十三円		
	千八百七十七円		千七百七十一円		
	千七百五十三円		千六百五十四円		
	千六百三十二円		千五百四十円		
	千五百十四円		千四百二十八円		
	千三百九十九円		千三百二十円		
	千三百七十九円		千三百二円		
	千二百九十三円		千二百二十円		
	千二百二十七円		千百五十七円		
	千百四十六円		千八十一円		
	千六十七円		千七円		
	千五円		九百四十八円		
	九百九十一円		九百三十五円		
	九百七十六円		九百二十一円		
	九百六十二円		九百八円		

[illegible]

千七百八十九円	千六百八十八円
千六百六十円	千五百六十六円
千五百三十三円	千四百四十七円
千五百十二円	千四百二十七円
千四百五十七円	千三百七十五円
千四百四円	千三百二十五円
千三百五十二円	千二百七十六円
千三百二円	千二百二十九円
千二百三十七円	千二百六十七円
千二百二十円	千二百五十一円
千二百二円	千二百三十四円
千八百八十四円	千一百七円
千百六十八円	千百二円
千百五十一円	千八十六円
千百三十四円	千七十円
千百十八円	千五十五円
千百二円	千四十円
千八十六円	千二十五円
二千二百四十八円	二千二十七円
二千六円	千八百九十三円
千八百六十八円	千七百六十二円
千七百三十三円	千六百三十五円
千六百一円	千五百十円
千五百七十九円	千四百九十円
千五百三十九円	千四百五十二円
千五百一円	千四百十六円
千四百六十四円	千三百八十一円
千四百二十八円	千三百四十七円

旧七年改正法附則別表第一の第七欄

千三百七十六円	千二百九十八円
千三百五十七円	千二百八十一円
千三百三十七円	千二百六十一円
千三百十七円	千二百四十三円
千二百九十九円	千二百二十六円
千二百八十一円	千二百八円
千二百六十二円	千百九十一円
千二百四十四円	千百七十四円
千二百二十六円	千百五十七円
千二百九円	千百四十円
二千二百六十一円	二千百三十三円
二千百十二円	千九百九十三円
千九百六十六円	千八百五十五円
千八百二十四円	千七百二十一円
千六百八十五円	千五百九十円
千六百六十二円	千五百六十八円
千六百三十七円	千五百四十五円
千六百十四円	千五百二十三円
千五百九十一円	千五百一円
千五百六十九円	千四百八十円
千五百四十六円	千四百五十九円
千五百二十五円	千四百三十九円
千五百一円	千四百十七円
千四百八十円	千三百九十六円
千四百六十円	千三百七十八円
千四百三十九円	千三百五十八円
千四百十八円	千三百三十八円
千三百九十八円	千三百十九円

旧七年改正法附則別表第二の第二欄

千三百七十八円	千三百円
千三百五十八円	千二百八十一円
九十四円	八十九円
百八十六円	百七十五円
二百七十四円	二百五十九円
三百六十円	三百四十円
四百四十四円	四百十九円
四百三十八円	四百十三円
四百九円	三百八十六円
三百八十二円	三百六十円
三百五十円	三百三十円
三百二十四円	三百六円
二百九十八円	二百八十二円
二百九十五円	二百七十八円
二百九十円	二百七十四円
二百八十六円	二百七十円
二百八十二円	二百六十七円
二百七十七円	二百六十二円
二百七十四円	二百五十八円
二百七十円	二百五十五円
二百六十六円	二百五十一円
二百六十二円	二百四十八円
九十八円	九十三円
百九十五円	百八十四円
二百八十八円	二百七十二円
三百七十八円	三百五十七円
四百六十六円	四百四十円
四百六十円	四百三十四円

旧七年改正法附則別表第二の第三欄

旧七年改正法附則別表第二の第四欄

四百三十一円	四百六円
四百九円	三百八十六円
三百八十一円	三百六十円
三百五十六円	三百三十六円
三百三十五円	三百十六円
三百三十円	三百十二円
三百二十五円	三百七円
三百二十円	三百二円
三百十七円	二百九十九円
三百十二円	二百九十四円
三百七円	二百八十九円
三百三円	二百八十六円
二百九十八円	二百八十一円
二百九十四円	二百七十八円
百四円	九十八円
二百五円	百九十三円
三百二円	二百八十五円
三百九十七円	三百七十四円
四百八十九円	四百六十一円
四百八十二円	四百五十五円
四百五十八円	四百三十二円
四百三十六円	四百十一円
四百十三円	三百九十円
三百九十二円	三百七十円
三百七十一円	三百五十円
三百六十六円	三百四十五円
三百六十円	三百四十円
三百五十五円	三百三十五円

旧七年改正法附則別表第二の第五欄

三百五十一円	三百三十一円
三百四十五円	三百二十五円
三百四十円	三百二十一円
三百三十五円	三百十七円
三百三十一円	三百十二円
三百二十六円	三百八円
百八円	百二円
二百十四円	一百二円
三百十六円	二百九十八円
四百十五円	三百九十二円
五百十二円	四百八十三円
五百五円	四百七十六円
四百八十五円	四百五十八円
四百六十八円	四百四十二円
四百五十一円	四百二十五円
四百三十四円	四百十円
四百十二円	三百八十九円
四百六円	三百八十三円
四百円	三百七十七円
三百九十四円	三百七十二円
三百九十円	三百六十八円
三百八十三円	三百六十二円
三百七十八円	三百五十六円
三百七十三円	三百五十二円
三百六十八円	三百四十六円
三百六十三円	三百四十二円
百十三円	百七円
二百二十四円	二百十一円

旧七年改正法附則別表第二の第六欄

旧七年改正法附則別表第二の第七欄	
三百二十九円	三百十一円
四百三十三円	四百九円
五百三十四円	五百四円
五百二十六円	四百九十七円
五百十二円	四百八十三円
五百円	四百七十二円
四百八十七円	四百六十円
四百七十六円	四百四十九円
四百五十八円	四百三十二円
四百五十二円	四百二十七円
四百四十五円	四百二十円
四百三十九円	四百十四円
四百三十四円	四百九円
四百二十六円	四百二円
四百二十円	三百九十六円
四百十五円	三百九十一円
四百九円	三百八十五円
四百三円	三百八十円
百十九円	百十二円
二百三十五円	二百二十二円
三百四十七円	三百二十七円
四百五十六円	四百三十円
五百六十二円	五百三十円
五百五十四円	五百二十三円
五百四十五円	五百十四円
五百三十八円	五百八円
五百三十円	五百円
五百二十三円	四百九十三円

旧七年改正法附則別表第三及び附則別表第四の第七欄	
五百十五円	四百八十六円
五百八円	四百七十九円
五百円	四百七十二円
四百九十三円	四百六十五円
四百八十七円	四百五十九円
四百七十九円	四百五十二円
四百七十二円	四百四十五円
四百六十六円	四百四十円
四百五十九円	四百三十三円
四百五十三円	四百二十七円
四百四十二円	四百六十六円
九百五十五円	九百七十九円
九百二十八円	九百五十一円
九百十五円	九百三十八円
九百二円	九百二十五円
八百八十九円	九百十一円
八百九十円	九百十二円
八百九十一円	九百十三円
八百九十二円	九百十四円
五百五十四円	五百六十八円
五百四十六円	五百六十円
五百三十八円	五百五十二円
五百三十一円	五百四十四円
五百二十三円	五百二十六円
五百十六円	五百二十九円
五百十七円	五百三十円
六百一十一円	六百三十六円
六百十二円	六百二十八円

旧七年改正法附則別表第四の第四欄	六百三十三円	六百十八円
	五百九十五円	六百十円
	五百八十八円	六百一円
	五百七十八円	五百九十二円
	五百七十九円	五百九十三円
	五百八十円	五百九十四円
	六百八十八円	七百五円
	六百七十八円	六百九十五円
	六百六十八円	六百八十五円
	六百五十九円	六百七十五円
	六百四十九円	六百六十六円
	六百四十円	六百五十六円
	六百四十一円	六百五十七円
	六百四十二円	六百五十八円
旧七年改正法附則別表第四の第五欄	七百六十四円	七百八十三円
	七百五十四円	七百七十二円
	七百四十二円	七百六十一円
	七百三十二円	七百五十円
	七百二十二円	七百四十円
	七百十一円	七百二十九円
	七百十二円	七百三十円
	七百十三円	七百三十一円
	七百十四円	七百三十二円
旧七年改正法附則別表第四の第六欄	八百五十円	八百七十一円
	八百三十八円	八百五十九円
	八百二十六円	八百四十七円
	八百十四円	八百三十五円
	八百三円	八百二十三円

旧二年改正法附則別表第三の第三欄	七百九十一円	八百十一円
	七百九十二円	八百十二円
	七百九十三円	八百十三円
	七百九十四円	八百十四円
	千二百七十円	千二百五十三円
	千二百八十七円	千二百七十七円
	千二百四円	千一円
	千二百五円	九百三十円
	九百四十七円	八百六十円
	九百三十四円	八百四十八円
	千三十三円	九百三十八円
	千四百四十一円	千三十八円
	千二百六十三円	千六百六十五円
	千二百九十八円	千三百五円
旧二年改正法附則別表第三の第五欄	六十七円	六十一円
	百三十二円	百二十円
	百九十五円	百七十七円
	二百五十六円	二百三十二円
	三百十六円	二百八十七円
	三百一十一円	二百八十二円
	三百四十四円	三百十二円
	三百八十円	三百四十六円
	四百二十一円	三百八十八円
	四百六十六円	四百三十五円

3 施行日前の月分の年金給付の額については、
 なお従前の例による。
 （脱退一時金に関する経過措置）
 第十二条 施行日前に旧法第三十四条第一項の請求をした者に係る脱退一時金については、なお

従前の例による。
 （死亡一時金に関する経過措置）
 第十三条 旧保険料納付済期間を有する者であつて施行日以後に死亡したものについては、旧法中旧法による死亡一時金の支給要件及びその額

に關する規定並びに当該死亡一時金の支給要件及びその額に關する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第五十四條及び第五十六條中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間（農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第 号）の施行の日の期間に係るものに限る。）」と、旧七年改正法附則第十五條第六号中「平成九年一月以後」とあるのは「平成九年一月から平成十三年十二月まで」とするほか、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法による死亡一時金（旧保険料納付済期間をその額の計算の基礎とするものに限る。）については、同項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

第十四條 施行日前に死亡した者に係る死亡一時金については、なお従前の例による。

（保険料の額の経過的特例等）

第十五條 施行日の前日において農業者年金の被保険者又は短期被用者年金被保険者（旧法第二十三條第一項第二号に規定する短期被用者年金被保険者をいう。）であつた者（昭和二十二年一月一日以前に生まれた者を除くものとし、次項において「被保険者等であつた者」と総称する。）

新法第四十二條第一項 という。）	
新法第四十三條	第五十九條

（特定被用者年金期間に關する経過措置）
第十六條 旧法第二十二條第二項第六号に規定す

は、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月から平成十六年十二月までの農業者年金の被保険者期間について、新法第五十五條第四項の規定にかかわらず、納付下限額（同項に規定する納付下限額をいう。附則第十九條第一項において同じ。）を下回る額であつてその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができ。

2 被保険者等であつた者が前項の規定による申出をした場合において、その者の新法第五十六條第三項各号に掲げる期間を合算した期間に旧保険料納付済期間等を加えた期間が二十年に満たないときは、前項の規定にかかわらず、その者は、同項の政令で定める額を同項に規定する農業者年金の被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができない。

3 第二項の規定による申出をした者は、いつでも、将来に向かつてその申出を撤回することができる。

4 第一項の規定による申出をした者については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へて、これらの規定を適用するほか、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

新法第四十二條第一項 という。）	農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第 号）次条において「平成十三年改正法」という。附則第十五條第一項の規定によりその額が決定され、若しくは変更されたもの
新法第四十三條	第五十九條及び平成十三年改正法附則第十九條第一項

る特定被用者年金期間を有する者についての新法第五十六條第三項第六号の規定の適用につい

ては、同号中「その合算した期間」とあるのは、「その合算した期間に農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第 号）による改正前の農業者年金基金法第二十二條第二項第六号に規定する特定被用者年金期間を加えた期間」とする。

（保険料に關する経過措置）

第十七條 平成十三年十一月以前の月分の保険料については、なお従前の例による。

（国庫補助等）

第十八條 国庫は、農業者年金基金法（以下この条において「法」という。）第六十四條に規定する額及び農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一號。以下この条において「平成二年改正法」という。）附則第十條に規定する額を負擔し、並びに法附則第十條の二第一項に規定する額及び平成二年改正法附則第十七條に規定する額を補助するほか、農業経営の近代化と農地保有の合理化の一層の促進に資する観点から、基金に対し、平成二年改正法による改正後の法による経営移讓年金及び平成二年改正法による改正前の法による経営移讓年金の給付に要する費用（平成十三年四月から十二月までの月分に係るものに限る。）の額の一部として、平成十三年度につき、三百八十二億圓を補助する。

第十九條 国庫は、新法第五十九條に規定する額を補助するほか、平成十六年度までの間、毎年度、基金に対し、附則第十五條第一項の規定による申出をした者に支給する特例付加年金の給付に要する費用に充てるため、当該申出をした者ごとの当該年度の特例保険料納付済期間（同法第四項の規定により読み替へられた新法第四十二條第一項に規定する特例保険料納付済期間をいう。）における納付下限額と特例保険料（附則第十五條第一項の規定によりその額が決定され、又は変更された保険料をいう。）の額との差額の合計額に相当する額を補助する。

2 附則第十五條第一項の規定による申出をした

者に対し特例付加年金の支給が行われる間、新法第三十條中「及び第五十九條」とあるのは、並びに第五十九條及び農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第 号。同法第二項において「平成十三年改正法」という。）附則第十九條第一項と、新法第五十九條第二項中「特例保険料納付済期間」とあるのは「平成十三年改正法附則第十五條第四項の規定により読み替へられた第四十二條第一項に規定する特例保険料納付済期間」と、この条とあるのは「この条及び平成十三年改正法附則第十九條第一項」と、及びその運用収入の額」とあるのは「並びにその運用収入の額」とする。

（国庫負担）

第二十條 国庫は、毎年度、次に掲げる額を負擔する。

一 附則第八條第二項及び第十一條第一項並びに平成二年改正法附則第十四條第一項に規定する年金給付（以下「旧年金給付」という。）に要する費用の額に相当する額

二 附則第九條第二項、第十條第三項及び第十二條に規定する脱退一時金（以下「旧脱退一時金」という。）並びに附則第十三條第二項及び第十四條に規定する死亡一時金（以下「旧死亡一時金」という。）の給付に要する費用の額に相当する額

2 国庫は、前項の規定にかかわらず、毎年度、同項に規定する額から次条第二項の規定による基金の借入金に相当する額を減額することができる。

（借入金の特例等）

第二十一條 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、前条第一項の規定による国庫負担の額が当面増加し、その後においては減少して推移することが見込まれることにかんがみ、同項の規定による国庫負担の平準化を図るため必要があると認めるときは、基金に対し、旧年金給付並びに旧脱退一時金及び旧死亡一時金の給付に要する費用に充てるため、政令で定める条件に従つて借

厚生労働大臣及び農林水産大臣

二 旧法第十九条第一項第二号に掲げる業務のうち農地等農地法第二十一条に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下この号において同じ。及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受け及び貸付けに関する業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理について設けられた特別の勘定、旧法第十九条第一項第二号に掲げる業務のうち農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに關する業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理について設けられた特別の勘定並びに旧法附則第十一条第一項に規定する業務に係る経理について設けられた特別の勘定 前条の規定により同条第二号に掲げる経理について設けられた特別の勘定

事務所等に関する規定の読替え）

第二十四条 旧年金給付、旧脱退一時金又は旧死亡一時金の支給が行われる間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

2 旧法第九十四条の規定は、旧年金給付、旧脱退一時金又は旧死亡一時金の支給が行われる間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第二十五条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置)

一千四百四十四	一千八百七十四
---------	---------

旧六十年改正法附則別表第一の第三欄												旧六十年改正法附則別表第一の第四欄												
千九百九十二円	二千五百五十六円	千九百四十四円	二千二百二十八円	千八百九十五円	二千九十六円	千八百四十八円	二千六十五円	千八百四円	二千三十七円	千七百五十九円	二千七円	千七百十六円	千九百七十九円	七百五十一円	六百九十九円	七百四十一円	六百八十一円	七百二十九円	六百六十四円	七百十九円	六百四十八円	七百九円	六百三十二円	六百九十八円
六百一円	六百七十九円	六百八十六円	六百八十八円	六百八十六円	六百七十九円	五百八十六円	六百六十九円	五百七十二円	六百六十六円	三百七十一円	二百三十九円	三百五十三円	二百一十二円	百九十八円	百七十七円	百五十九円	百四十四円	二百五十一円	二百四十四円	二百三十九円	二百三十二円	二百二十七円	二百二十一円	

旧六十年改正法附則別表第一の第五欄											
二百十五円	百七十八円	二百十円	百二十七円	二百五円	百二十四円	二百円	百二十三円	百九十四円	百二十二円	百九十円	百十九円
百八十五円	百十七円	百八十一円	百十六円	百七十六円	百七十三円	百七十二円	百七十一円	五十三円	五十一円	六十八円	六十六円
八十三円	八十二円	八十二円	八十一円	七十七円	七十八円	七十五円	七十七円	七十三円	七十六円	七十一円	七十四円
七十一円	七十五円	六十八円	六十六円	六十三円	六十一円	六十円	五十九円	五十九円	六十円	六十一円	六十三円
六十五円	七十一円	六十六円	七十三円	七十四円	七十五円	七十六円	七十七円	七十八円	八十一円	八十二円	八十三円
八十六円	八十八円	九十四円	九十九円	百一十円	百一十二円	百一十四円	百一十六円	百一十八円	百二十円	百二十二円	百二十四円
百二十六円	百二十八円	百三十円	百三十二円	百三十四円	百三十六円	百三十八円	百四十円	百四十二円	百四十四円	百四十六円	百四十八円
百五十円	百五十二円	百五十四円	百五十六円	百五十八円	百六十円	百六十二円	百六十四円	百六十六円	百六十八円	百七十円	百七十二円
百七十四円	百七十六円	百七十八円	百八十円	百八十二円	百八十四円	百八十六円	百八十八円	百九十円	百九十二円	百九十四円	百九十六円
百九十八円	百一十円	百一十二円	百一十四円	百一十六円	百一十八円	百二十円	百二十二円	百二十四円	百二十六円	百二十八円	百三十円

旧六十年改正法附則別表第二の下欄

五十七円	六十六円
九百二十八円	九百九十九円
九百四円	九百七十三円
八百八十一円	九百五十一円
八百五十八円	九百三十八円
八百三十六円	九百二十五円
八百十五円	九百十一円
七百九十四円	八百九十八円
七百七十四円	八百八十六円
七百五十四円	八百七十二円
七百三十五円	八百六十一円
七百十七円	八百四十八円
六百九十九円	八百三十六円
六百八十一円	八百二十三円
六百六十四円	八百十二円
六百四十八円	八百一円
六百三十二円	七百八十九円
六百十六円	七百七十七円
六百一円	七百六十七円
五百八十六円	七百五十五円
五百七十二円	七百四十五円

附則第十四条第四項中「施行日」を「平成十三年改正法の施行の日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「新法第三十四条の二、第三十七条の二第一項及び第三十七条の三並びに農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成七年法律第百三十三号）附則第八條」を「農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第 号。次項において「平成十三年改正

法」という。）による改正後の農業者年金基金法第三十四条及び第三十五条に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合において、同法第三十四条中「特例付加年金」とあるのは、「経営移譲年金」と読み替えるものとする。
附則第十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 旧経営移譲年金受給権者に係る年金給付（その額が旧法第五十二一条及び旧六十年改正法附則第十条の規定により計算されるものに限る。）については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令に

において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる額は、それぞれ同表の下欄に掲げる額と読み替えるものとする。

旧法第五十二一条第一項第三号及び第二項第三号イ並びに旧六十年改正法附則第十条第一項	百六十八円	百九十五円
旧六十年改正法附則別表第一の第四欄	三百七十一円	三百五十四円
	三百五十三円	三百三十六円
	三百二十五円	三百十円
	二百九十九円	二百八十六円
	二百七十五円	二百六十六円
	二百五十一円	二百四十六円
	二百四十四円	二百四十二円
	二百三十二円	二百三十五円
	二百二十七円	二百三十一円

附則第十五条から第十八条までを次のように改める。
第十五条から第十八条まで 削除
附則別表第一から附則別表第四までを削る。
（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）
第三十四条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第百六号）の一部を次のように改正する。
第六十条から第六十三条までを次のように改める。
第六十条から第六十三条まで 削除
第六十四条中「から前条まで」を「及び第五十九条」に改める。

（農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部改正）
第三十五条 農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成七年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。
附則第八条から第十二条までを次のように改める。
第八条から第十二条まで 削除
附則第十三条第三項及び第四項を削る。
附則第十四条及び第十五条を次のように改める。
第十四条及び第十五条 削除
附則別表第一から附則別表第四までを削る。
（確定拠出年金法の一部改正）
第三十六条 確定拠出年金法（平成十三年法律第

号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第三項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 農業者年金の被保険者となったとき。

第六十九条中「並びに」を「及び」に改め、「及び農業者年金基金の保険料」を削る。

(平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律の一部改正)

第三十七条 平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律(平成十三年法律第 号)の 部を次のように改正する。

本則の表以外の部分中「平成十四年三月までの月分」の下に「(農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)による年金たる給付の額及び農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号。以下「平成二年農業者年金改正法」という。))附則第十四条第一項に規定する年金給付の額」を加え、本則の表農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)による年金たる給付の額の項中「(昭和四十五年法律第七十八号)を削り、同表農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号。以下「平成二年農業者年金改正法」という。))附則第十四条第一項に規定する年金給付の額」を加える。

年金改正法という。附則第十四条第一項に規定する年金給付の額にあっては、平成十三年四月から十二月までの月分)を加え、本則の表農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)による年金たる給付の額の項中「(昭和四十五年法律第七十八号)を削り、同表農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号。以下「平成二年農業者年金改正法」という。))附則第十四条第一項に規定する年金給付の額」を加える。

額の項中「農業者年金基金法の 部を改正する法律(平成二年法律第二十一号。以下「平成二年農業者年金改正法」という。))を、平成二年農業者年金改正法に改める。

附則第二条中本則の表の上欄に掲げる額の下に「(農業者年金基金法による年金たる給付の額及び平成二年農業者年金改正法附則第十四条第一項に規定する年金給付の額を除く。)」を加える。

附則別表第一

生 ま れ た 日	支 給 基 準 時 年 齢 の 区 分				
	六十一歳未満	六十一歳以上六十二歳未満	六十二歳以上六十三歳未満	六十三歳以上六十四歳未満	六十四歳以上六十五歳
昭和十二年一月二日から昭和十二年四月一日まで	八百四十六円	九百四十八円	千五百十円	千六百六十七円	千二百九十九円
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日まで	八百二十四円	九百二十四円	千二百三十三円	千三百三十七円	千二百六十五円
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日まで	八百二円	八百九十九円	九百九十六円	千百六円	千二百三十一円
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日まで	七百八十円	八百七十四円	九百六十八円	千七十六円	千百九十七円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日まで	七百五十七円	八百四十九円	九百四十円	千四十五円	千六百六十二円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日まで	七百三十五円	八百二十四円	九百三十三円	千十四円	千百二十九円
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日まで	七百十三円	八百円	八百八十六円	九百八十四円	千九十五円
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日まで	六百九十一円	七百七十五円	八百五十八円	九百五十四円	千六十一円
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日まで	六百六十九円	七百五十円	八百三十一円	九百二十三円	千二十七円
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日まで	六百四十七円	七百二十五円	八百四十四円	八百九十三円	九百九十三円
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日まで	六百三十六円	七百十三円	七百九十円	八百七十八円	九百七十六円
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日まで	六百二十五円	七百十一円	七百七十六円	八百六十二円	九百五十九円
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日まで	六百三十五円	七百十一円	七百八十八円	八百七十五円	九百七十四円
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日まで	六百四十四円	七百二十二円	八百円	八百八十九円	九百八十九円
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日まで	六百五十四円	七百三十三円	八百十一円	九百二円	千三円
昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日まで	六百六十四円	七百四十四円	八百二十四円	九百十五円	千十八円
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日まで	六百七十四円	七百五十五円	八百三十七円	九百三十円	千三十四円
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日まで	六百八十四円	七百六十六円	八百四十六円	九百四十四円	千四十四円
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日まで	六百九十四円	七百七十六円	八百五十六円	九百五十四円	千五十四円
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日まで	七百四円	八百二十六円	八百六十六円	九百六十四円	千六十四円
昭和三十一年四月二日から昭和三十二年四月一日まで	七百一十四円	八百三十六円	八百三十六円	九百三十四円	千三十四円
昭和三十二年四月二日から昭和三十三年四月一日まで	六百九十四円	八百一十六円	八百一十六円	九百一十四円	千一十四円
昭和三十三年四月二日から昭和三十四年四月一日まで	六百七十四円	七百九十六円	七百九十六円	八百九十四円	千九十四円
昭和三十四年四月二日から昭和三十五年四月一日まで	六百五十四円	七百七十六円	七百七十六円	八百七十四円	千七十四円
昭和三十五年四月二日から昭和三十六年四月一日まで	六百三十四円	七百五十六円	七百五十六円	八百五十四円	千五十四円
昭和三十六年四月二日から昭和三十七年四月一日まで	六百一十四円	七百三十六円	七百三十六円	八百三十四円	千三十四円
昭和三十七年四月二日から昭和三十八年四月一日まで	五百九十四円	七百一十六円	七百一十六円	八百一十四円	千一十四円
昭和三十八年四月二日から昭和三十九年四月一日まで	五百七十四円	六百九十六円	六百九十六円	七百九十四円	千九十四円
昭和三十九年四月二日から昭和四十年四月一日まで	五百五十四円	六百七十六円	六百七十六円	七百七十四円	千七十四円
昭和四十年四月二日から昭和四十一年四月一日まで	五百三十四円	六百五十六円	六百五十六円	七百五十四円	千五十四円
昭和四十一年四月二日から昭和四十二年四月一日まで	五百一十四円	六百三十六円	六百三十六円	七百三十四円	千三十四円
昭和四十二年四月二日から昭和四十三年四月一日まで	四百九十四円	六百四十六円	六百四十六円	七百一十四円	千一十四円
昭和四十三年四月二日から昭和四十四年四月一日まで	四百七十四円	六百二十六円	六百二十六円	六百九十四円	千九十四円
昭和四十四年四月二日から昭和四十五年四月一日まで	四百五十四円	六百四十六円	六百四十六円	六百七十四円	千七十四円
昭和四十五年四月二日から昭和四十六年四月一日まで	四百三十四円	六百二十六円	六百二十六円	六百五十四円	千五十四円
昭和四十六年四月二日から昭和四十七年四月一日まで	四百一十四円	六百四十六円	六百四十六円	六百三十四円	千三十四円
昭和四十七年四月二日から昭和四十八年四月一日まで	三百九十四円	六百二十六円	六百二十六円	六百一十四円	千一十四円
昭和四十八年四月二日から昭和四十九年四月一日まで	三百七十四円	六百四十六円	六百四十六円	五百九十四円	千九十四円
昭和四十九年四月二日から昭和五十年四月一日まで	三百五十四円	六百二十六円	六百二十六円	五百七十四円	千七十四円
昭和五十年四月二日から昭和五十一年四月一日まで	三百三十四円	六百四十六円	六百四十六円	五百五十四円	千五十四円
昭和五十一年四月二日から昭和五十二年四月一日まで	三百一十四円	六百二十六円	六百二十六円	五百三十四円	千三十四円
昭和五十二年四月二日から昭和五十三年四月一日まで	二百九十四円	六百四十六円	六百四十六円	五百一十四円	千一十四円
昭和五十三年四月二日から昭和五十四年四月一日まで	二百七十四円	六百二十六円	六百二十六円	四百九十四円	千九十四円
昭和五十四年四月二日から昭和五十五年四月一日まで	二百五十四円	六百四十六円	六百四十六円	四百七十四円	千七十四円
昭和五十五年四月二日から昭和五十六年四月一日まで	二百三十四円	六百二十六円	六百二十六円	四百五十四円	千五十四円
昭和五十六年四月二日から昭和五十七年四月一日まで	二百一十四円	六百四十六円	六百四十六円	四百三十四円	千三十四円
昭和五十七年四月二日から昭和五十八年四月一日まで	一百九十四円	六百二十六円	六百二十六円	四百一十四円	千一十四円
昭和五十八年四月二日から昭和五十九年四月一日まで	一百七十四円	六百四十六円	六百四十六円	三百九十四円	千九十四円
昭和五十九年四月二日から昭和六十年四月一日まで	一百五十四円	六百二十六円	六百二十六円	三百七十四円	千七十四円
昭和六十年四月二日から昭和六十年四月一日まで	一百三十四円	六百四十六円	六百四十六円	三百五十四円	千五十四円

昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日まで	六百八十四円	七百六十六円	八百四十九円	九百四十三円	千四十九円	千七百七十九円
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日まで	六百九十四円	七百七十八円	八百六十二円	九百五十八円	千六十五円	千九百九十七円
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日まで	七百五円	七百九十円	八百七十五円	九百七十二円	千八十一円	千二百十五円
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日まで	七百二十二円	八百九円	八百九十六円	九百九十五円	千七百七円	千二百四十四円
昭和三十一年四月二日から昭和三十二年一月一日まで	七百五十五円	八百四十六円	九百三十七円	千四十一円	千五百十八円	千三百一円

附則別表第二

生 ま れ た 日	支	給	基	準	時	年	齢	の	区	分
昭和十二年一月二日から昭和十二年四月一日まで	六十一歳未満	六十一歳以上	六十二歳未満	六十三歳以上	六十四歳未満	六十五歳以上	六十六歳未満	六十七歳以上	六十八歳未満	六十九歳
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日まで	二百八十二円	三百十六円	三百五十円	三百八十九円	四百三十三円	四百八十六円	五百三十九円	五百九十二円	六百四十五円	六百九十八円
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日まで	二百八十五円	三百十九円	三百五十四円	三百九十三円	四百三十七円	四百九十元	五百四十三円	五百九十六円	六百四十九円	七百零二円
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日まで	二百八十八円	三百二十二円	三百五十八円	三百九十七円	四百四十一円	四百九十四円	五百四十七円	六百元	六百五十三円	七百零六円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日まで	二百九十二円	三百二十六円	三百六十二円	四百零六円	四百五十元	五百零三円	五百五十六円	六百零九円	六百六十二円	七百一十五円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日まで	二百九十六円	三百三十元	三百六十六円	四百一十元	四百六十三円	五百一十六円	五百六十九円	六百二十二円	六百七十五円	七百二十八円
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日まで	三百元	三百三十九円	三百七十二円	四百一十四円	四百六十七円	五百二十元	五百七十三円	六百二十六円	七百一十九円	七百七十二円
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日まで	三百六元	三百四十三円	三百七十六円	四百一十八円	四百七十一円	五百二十四円	五百七十七円	六百三十元	六百八十六円	七百三十九円
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日まで	三百九元	三百四十六円	三百七十九円	四百二十一円	四百七十四円	五百二十七円	六百三十元	六百九十三円	七百四十六円	七百九十九円
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日まで	三百十三円	三百五十元	三百八十八円	四百三十一円	四百八十四円	五百三十七円	五百九十元	六百四十三円	六百九十六円	七百四十九円
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日まで	三百十六円	三百五十四円	三百九十二円	四百三十四円	四百八十七円	五百四十元	五百九十三円	六百四十六円	七百元	七百五十三円
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日まで	二百八十八円	三百二十三円	三百五十八円	三百九十七円	四百四十一円	四百九十四円	五百四十七円	六百元	六百五十三円	七百零六円
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日まで	二百六十四円	二百九十一元	三百二十三円	三百五十八円	四百零二円	四百五十五円	五百零八円	五百六十一円	六百一十四円	六百六十七円
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日まで	二百三十二円	二百六十元	二百八十八円	三百一十元	三百六十三円	四百一十六円	四百六十九円	五百二十二円	五百七十五円	六百二十八円
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日まで	二百三十三円	二百六十一元	二百八十九円	三百一十一元	三百六十四円	四百一十七元	四百七十元	五百二十三円	五百七十六円	六百二十九円
昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日まで	二百七十四円	二百九十五元	三百一十二元	三百四十元	三百九十三元	四百四十六元	四百九十九元	五百五十二元	六百零五元	六百五十八元
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日まで	百四十六円	百六十三元	百八十一元	二百一十元	二百六十三元	三百一十六元	三百六十九元	四百二十二元	四百七十五元	五百二十八元
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日まで	百十七円	百三十一元	百四十五元	百六十一元	二百一十一元	二百六十四元	三百一十七元	三百七十一元	四百二十四元	四百七十七元

附則別表第三

昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日まで	八十八円	九十八円	百九円	百二十一円	百三十四円	百五十一円
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日まで	五十二円	五十九円	六十五円	七十二円	八十円	九十円
昭和三十一年四月二日から昭和三十二年一月一日まで	十一円	十二円	十四円	十五円	十七円	

昭和十二年一月二日から昭和十二年四月一日まで	九百一十六円
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日まで	九百四十一円
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日まで	九百五十五円
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日まで	九百六十九円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日まで	九百八十四円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日まで	千円
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日まで	千十五円
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日まで	千三十円
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日まで	千四十五円
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日まで	千六十二円
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日まで	千七十八円
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日まで	千九十四円
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日まで	千百一十一円
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日まで	千百二十七円
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日まで	千百四十四円
昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日まで	千百六十二円
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日まで	千百七十九円
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日まで	千百九十七円
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日まで	千二百十五円
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日まで	千二百四十四円
昭和三十一年四月二日から昭和三十二年四月一日まで	千三百一円
昭和三十二年四月二日から昭和三十三年四月一日まで	千三百六十円
昭和三十三年四月二日から昭和三十四年四月一日まで	千四百一十一円

昭和三十四年四月二日から昭和三十五年四月一日まで	千四百八十二円
昭和三十五年四月二日から昭和三十六年四月一日まで	千五百四十五円
昭和三十六年四月二日から昭和三十七年四月一日まで	千六百十円
昭和三十七年四月二日から昭和三十八年四月一日まで	千六百七十七円
昭和三十八年四月二日から昭和三十九年四月一日まで	千七百四十五円
昭和三十九年四月二日から昭和四十年四月一日まで	千七百七十一円
昭和四十年四月二日から昭和四十一年四月一日まで	千七百九十八円
昭和四十一年四月二日から昭和四十二年四月一日まで	千八百一十五円
昭和四十二年四月二日から昭和四十三年四月一日まで	千三百一十三円
昭和四十三年四月二日から昭和四十四年四月一日まで	千三百四十二円
昭和四十四年四月二日から昭和四十五年四月一日まで	千三百六十三円
昭和四十五年四月二日から昭和四十六年四月一日まで	千三百八十三円
昭和四十六年四月二日から昭和四十七年四月一日まで	千四百四円
昭和四十七年四月二日から昭和四十八年四月一日まで	千四百一十五円
昭和四十八年四月二日から昭和四十九年四月一日まで	千四百四十六円
昭和四十九年四月二日から昭和五十年四月一日まで	千四百六十八円
昭和五十年四月二日から昭和五十二年四月一日まで	千四百九十円
昭和五十二年四月二日から昭和五十四年四月一日まで	千五百一十二円
昭和五十四年四月二日から昭和五十六年四月一日まで	千五百三十五円
昭和五十六年四月二日から昭和五十八年四月一日まで	千五百五十八円
昭和五十八年四月二日から昭和六十年四月一日まで	千五百八十二円
昭和六十年四月二日から昭和六十二年四月一日まで	千六百五円
昭和六十二年四月二日から昭和六十四年四月一日まで	千六百二十九円

附則別表第四

生 ま れ た 日	支 給 基 準 時 年 齢 の 区 分					
	六十一歳未満	六十一歳以上 六十二歳未満	六十二歳以上 六十三歳未満	六十三歳以上 六十四歳未満	六十四歳以上 六十五歳未満	六十五歳
昭和十二年一月二日から昭和十二年四月一日まで	五百三十七円	六百二円	六百六十七円	七百四十一円	八百二十四円	九百二十六円
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日まで	五百四十六円	六百十二円	六百七十八円	七百五十三円	八百三十七円	九百四十一円
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日まで	五百五十四円	六百二十一円	六百八十八円	七百六十四円	八百五十円	九百五十五円
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日まで	五百六十二円	六百三十円	六百九十八円	七百七十五円	八百六十二円	九百六十九円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日まで	五百七十一円	六百四十円	七百八円	七百八十七円	八百七十六円	九百八十四円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日まで	五百八十円	六百五十円	七百二十円	八百円	八百九十円	千円
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日まで	五百八十九円	六百六十円	七百三十一円	八百十二円	九百三円	千十五円
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日まで	五百九十七円	六百七十円	七百四十二円	八百二十四円	九百三十七円	千三十円
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日まで	六百六円	六百七十九円	七百五十二円	八百三十六円	九百三十円	千四十五円
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日まで	六百十六円	六百九十円	七百六十五円	八百五十円	九百四十五円	千六十二円
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日まで	六百二十五円	七百一円	七百七十六円	八百六十二円	九百五十九円	千七十八円
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日まで	六百三十五円	七百十一円	七百八十八円	八百七十五円	九百七十四円	千九十四円
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日まで	六百四十四円	七百二十二円	八百円	八百八十九円	九百八十九円	千百一十一円
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日まで	六百五十四円	七百三十三円	八百十一円	九百二円	千三円	千百二十七円
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日まで	六百六十四円	七百四十四円	八百二十四円	九百十五円	千十八円	千百四十四円
昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日まで	六百七十四円	七百五十五円	八百三十七円	九百三十円	千三十四円	千百六十二円
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日まで	六百八十四円	七百六十六円	八百四十九円	九百四十三円	千四十九円	千百七十九円
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日まで	六百九十四円	七百七十八円	八百六十二円	九百五十八円	千六十五円	千百九十七円
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日まで	七百五円	七百九十円	八百七十五円	九百七十二円	千八十一円	千二百十五円
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日まで	七百一十二円	八百九円	八百九十六円	九百九十五円	千百七円	千二百四十四円
昭和三十一年四月二日から昭和三十三年一月一日まで	七百五十五円	八百四十六円	九百三十七円	千四十一円	千百五十八円	千三百一円

理由

最近における農業事情その他農業者年金制度をめぐる厳しい状況にかんがみ、農業者年金制度について、農業に従事する者を幅広く被保険者とするとともに、長期的に年金財政の安定が図られるよう被保険者自らが積み立てた保険料等を基礎として年金を支給するものに改めるほか、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき者として農業に長期間従事する者について保険料の額の特例の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

(岡井信隆君外二名提出)

農業者年金基金法の一部を改正する法律

農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条を次のように改める。

(検討)

第十二条 農業者年金制度については、最近における農業事情その他農業者年金制度をめぐる厳しい状況を踏まえ、農業者の年金に対する期待、農業者の老後の生活の安定等の観点から検討が加えられ、その結果に基づいて、平成十三年十二月三十一日(以下「基準日」という。)までに、この法律の改正その他所要の法制的整備が行われるものとする。

2 前項の法制的整備においては、少なくとも次の措置が講じられなければならない。

一 基準日において農業者年金の被保険者である者は、基準日の翌日において農業者年金の被保険者でなくなるものとし、基準日後においては、新たに農業者年金の被保険者となる者はないものとする。

二 基準日において農業者年金の被保険者(農業者年金の被保険者でない者で、保険料納付済期間等を有するものを含む。第九号において同じ。)である者は、次号から第六号までに定めるところにより、経営移譲年金、農業者

老齢年金、脱退一時金又は死亡一時金を受給することができるものとする。

三 経営移譲年金は、基準日後において現行の支給要件又は特例の支給要件を満たしたときに支給するものとする。

四 農業者老齢年金は、基準日後において現行の支給要件又は特例の支給要件を満たしたときに支給するものとする。

五 脱退一時金は、基準日後において脱退一時金を選択した者から請求があつたときに支給するものとする。

六 死亡一時金は、基準日後において現行の支給要件を満たしたときに支給するものとする。

七 既裁定の年金給付並びに第三号の経営移譲年金、第四号の農業者老齢年金及び前号の死亡一時金の給付水準は、現行の給付水準とするものとする。

ただし、農業者年金の被保険者等の配偶者である任意加入被保険者については、年金額の加算を行い、一定の給付水準を確保するものとする。

八 第五号の脱退一時金の額は、納付済保険料の総額に相当する額とするものとする。

九 基準日において農業者年金の被保険者である者であつて、第三号から第六号までの給付を受けないものについては、他の年金制度への加入措置その他必要な措置を講ずるものとする。

十 国庫は、農業者年金基金に対し、既裁定の年金給付及び第三号から第六号までの給付に要する費用につき、必要に応じて補助するものとする。

十一 前各号の措置を講ずることに伴い、農業者年金基金の業務運営体制の見直しを行うものとする。

一 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

農業者年金制度について、最近における農業事情その他農業者年金制度をめぐる厳しい状況を踏まえ、農業者の年金に対する期待、農業者の老後の生活の安定等の観点から検討を加え、その結果に基づいて、農業者年金基金法の改正その他所要の法制的整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十三年四月二日印刷

平成十三年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

K